

国立大学法人東京外国語大学大学院
総合国際学研究科博士後期課程編集
委員会規程

（平成 6年10月19日
制 定）

改正 平成16年 4月 1日規則第148号 平成19年 6月27日規則第59号
平成21年 3月31日規則第98号

（目的）

第1条 国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究科教授会規程第8条第1項に基づき、大学院総合国際学研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）に在籍する学生の学位論文及び研究業績を発表するための刊行物の編集等を行うため、博士後期課程に編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 刊行物の刊行計画に関すること。
- (2) 刊行物の編集に関すること。
- (3) 受理した原稿の採否に関すること。
- (4) 論文及び研究業績の投稿基準に関すること。
- (5) その他必要事項

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副研究院長のうち研究院長が指名する者1名
- (2) 研究院言語文化部門において互選された者2名
- (3) 研究院国際社会部門において互選された者1名

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は、第3条第2号及び第3号の委員の中から選出する。

第6条 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員のうちから委員長の指名する者がその職務を代行する。

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。

（庶務）

第9条 委員会に関する庶務は、教務課において処理する。

(細目)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成6年10月19日から施行し、平成6年9月28日から適用する。
- 2 この規程施行の後最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年6月27日から施行する。
- 2 この規程施行後の第3条に掲げる委員は、改正前の規程第3条の委員をもって充て、その任期は、第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。